

都道府県知事あて
漁業信用基金協会理事長あて

水産庁長官

「中小漁業関連資金融通円滑化事業実施要領の運用について」の制定及び「経営改善等資金融通円滑化事業実施要領の運用について」の廃止について

この度、別紙のとおり、「中小漁業関連資金融通円滑化事業実施要領の運用について」を定めたので、御了知の上、中小漁業関連資金融通円滑化事業の円滑かつ適切な実施に御配慮願いたい。

また、これに伴い、「経営改善等資金融通円滑化事業実施要領の運用について」（平成 15 年 4 月 1 日付け 14 水漁第 2621 号水産庁長官通知）を廃止したので、併せて御了知願いたい。

なお、本事業においては、本事業の対象となった保証に関して一定割合（利用する事業の種類等により異なる）の補てんが行われることになっているが、事故率が通常の保証に比べて著しく上昇（具体的には、過去の事故率の実績値の 2 倍を超えて上昇）した場合には、保証保険の収支差を補てんしきれず、将来的に保証保険料率の引上げを生じさせる可能性が高くなる。このため、債務保証計画の作成等に当たり、通常の保証と比較して著しい事故率の上昇が生じることのないよう御配慮願いたい。

16 水漁 第 2543 号

平成 17 年 4 月 1 日

独立行政法人農林漁業信用基金理事長

（社）漁業信用基金中央会会長 あて

水産庁長官

「中小漁業関連資金融通円滑化事業実施要領の運用について」の制定及び「経営改善等資金融通円滑化事業実施要領の運用について」の廃止について

この度、別紙のとおり、「中小漁業関連資金融通円滑化事業実施要領の運用について」を定めたので、御了知の上、中小漁業関連資金融通円滑化事業の円滑かつ適切な実施に御配慮願いたい。

また、これに伴い、「経営改善等資金融通円滑化事業実施要領の運用について」（平成 15 年 4 月 1 日付け 14 水漁第 2621 号水産庁長官通知）を廃止したので、併せて御了知願いたい。

なお、本事業においては、本事業の対象となった保証に関して一定割合（利用する事業の種類等により異なる）の補てんが行われることになっているが、事故率が通常の保証に比べて著しく上昇（具体的には、過去の事故率の実績値の 2 倍を超えて上昇）した場合には、保証保険の収支差を補てんしきれず、将来的に保証保険料率の引上げを生じさせる可能性が高くなる。このため、債務保証計画の作成等に当たり、通常の保証と比較して著しい事故率の上昇が生じることのないよう御指導願いたい。

（別紙）

中小漁業関連資金融通円滑化事業実施要領の運用について

（平成 17 年 4 月 1 日付け 16 水漁第 2543 号農林水産事務次官依命通知）

記

第 1 保証料率

中小漁業関連資金融通円滑化事業実施要領（平成 17 年 4 月 1 日付け 16 水漁第 2541 号 農林水産事務次官依命通知。以下「実施要領」という。）第 3 の 2 の①の水産庁長官が定める保証料率は、以下の算式により算定した率とする。ただし、以下により算出した率が 2. 00%を超える場合にあっては、2. 00%とする。

$$\left[\begin{array}{l} \text{本事業に基づく保証引受けに} \\ \text{ついて適用される保証料率} \end{array} \right] = \left[\begin{array}{l} \text{保証引受けの日において本事業} \\ \text{の対象とならない場合に適用さ} \\ \text{れる保証料率} \end{array} \right] \times 2$$

第 2 債務保証計画の様式

実施要領第 3 の 3 の債務保証計画の様式は、別記様式第 1 号とする。

第 3 申請期日

実施要領第 3 の 6 の（1）の水産庁長官が定める期日は、毎年度 1 月 20 日とする。

第 4 出えん申請書の様式

実施要領第 3 の 6 の（1）の水産庁長官が定める様式は、別記様式第 2 号とする。

第 5 中央会の出えん

実施要領第 3 の 7 に基づく中央会の出えんは、毎事業年度末において、次に定めるところにより算出される額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を出えんすることにより行うものとする。

経営改善等支援事業（一般型）

$$\left[\begin{array}{l} \text{実施要領第 3 の 7} \\ \text{に基づく中央会の} \\ \text{出えんの額} \end{array} \right] = \left[\begin{array}{l} \text{事業年度12月末の（1）} \\ \text{及び（2）の合計額に} \\ \text{2／3を乗じて得た額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{事業年度の 4 月} \\ \text{から12月までの} \\ \text{特別準備金の取} \\ \text{崩額} \end{array} \right] \times 1 / 2$$

経営改善等支援事業（特別型）

$$\left[\begin{array}{l} \text{実施要領第 3 の 7} \\ \text{に基づく中央会の} \\ \text{出えんの額} \end{array} \right] = \left[\begin{array}{l} \text{事業年度12月末の（1）} \\ \text{及び（3）の合計額に} \\ \text{2／3を乗じて得た額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{事業年度の 4 月} \\ \text{から12月までの} \\ \text{特別準備金の取} \\ \text{崩額} \end{array} \right] \times 1 / 2$$

漁業・地域維持対策事業

$$\left[\begin{array}{l} \text{実施要領第 3 の 7} \\ \text{に基づく中央会の} \\ \text{出えんの額} \end{array} \right] = \left[\begin{array}{l} \text{事業年度12月末の（1）} \\ \text{及び（2）の合計額に} \\ \text{2／3を乗じて得た額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{事業年度の 4 月} \\ \text{から12月までの} \\ \text{特別準備金の取} \\ \text{崩額} \end{array} \right] \times 1 / 3$$

（1）事業年度 12 月末における保証残高にあっては、次の合計額

（ 2 / 3 ）

ア その保証残高の 6/1,000 に相当する額

イ 金融機関が保証債務の弁済を請求することができる期日（基金協会が業務方法書で定めるところによる。）を経過している保証残高がある場合には、その保証残高の 10/100 に相当する額

(2) 事業年度 12 月末における求償権残高にあっては、次の合計額

ア 前事業年度 1 月から今事業年度 12 月までに行った代位弁済に係る求償権残高の 33/100 に相当する額

イ 前々事業年度 1 月から前事業年度 12 月までに行った代位弁済に係る求償権残高の 67/100 に相当する額

ウ 前々事業年度 12 月以前に行った代位弁済に係る求償権残高に相当する額

(3) 保証積立金にあっては、前事業年度 1 月から今事業年度 12 月までに行った保証引受けの合計額（短期の保証を継続して行う場合は、これを 1 保証案件とみなし、当該案件についての前事業年度 1 月から今事業年度 12 月までの保証引受けの最高額が当該案件についての前事業年度 12 月までの保証引受けの最高額を超えるときにあっては、その超えた金額、当該案件についての前事業年度 12 月までの保証引受けの最高額を超えないときにあっては零として算出した合計額）の 105/1,000 に相当する額

第 6 承認申請書の様式

実施要領第 3 の 8 の (4) の承認の申請の様式は、別記様式第 3 号とする。

第 7 事業計画書の様式

実施要領第 4 の水産庁長官が定める様式は、別記様式第 4 号とする。

第 8 返還申請書の様式

実施要領第 6 の 2 及び 3 の返還の申請の様式は、別記様式第 5 号とする。

第 9 資金交付終了報告書の様式

実施要領第 6 の 4 の水産庁長官が定める報告書の様式は、別記様式第 6 号とする。

第 10 遂行状況の報告

中央会は、毎年度、別記様式第 7 号により当該年度における出えん実績額の報告書を作成し、翌年度の 4 月末日までに水産庁長官に提出するものとする。

附則 「経営改善等資金融通円滑化事業実施要領の運用について」（平成 15 年 4 月 1 日付け 14 水漁第 2621 号水産庁長官通知）は、廃止する。

別記様式第 1 号（第 2 関係）（PDF：480KB）